

工場・事業場騒音・振動・悪臭自主管理要領

1 目的

この要領は、宇都宮市と「宇都宮市環境協定」を締結する者が、その工場・事業場の敷地の境界において、事業活動に伴う騒音、振動及び悪臭の発生について自主管理体制を確立するとともに、その発生状況を把握し、必要な措置を講じることで周辺住民の生活環境を保全することを目的とする。

測定方法等は、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法及び栃木県生活環境の保全等に関する条例の規定に準じるものとする。

2 騒音の測定、報告等

(1) 測定を行う場所

工場・事業場の敷地境界線

(2) 測定項目

工場・事業場を代表する騒音の大きさ

(3) 測定回数

測定回数は、年1回以上とする。

(4) 測定計画の策定

工場・事業場は、敷地内の音の発生状況と、周辺の住居、病院及び学校の状況を事前に把握し、道路交通等による暗騒音の影響を考慮し、適正な測定地点を事前に選定するものとする。

(5) 測定方法

「特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準」（昭和43年 厚生省，農林水産省，通商産業省，運輸省告示第1号）に係る表の備考に掲げる測定方法及び JIS Z 8731 に定める測定方法による（詳細は別表1のとおり）。

(6) 測定結果の記録、報告及び保管

騒音の測定結果は、別添様式第1号により記録し、3年間保存する。測定結果が基準に適合しない場合は、測定実施月の翌月末日までに、市に1部提出するものとする。

(7) 騒音の測定結果に基づく措置

測定結果が、基準に適合しないと認められるときは、施設の改善等を自主的に行うものとする。

※ 測定については、自社による測定を妨げるものではない。なお、自社による測定の場合は、環境計量士の資格は要さない。

3 振動の測定、報告等

(1) 測定を行う場所

工場・事業場の敷地境界線

(2) 測定項目

工場・事業場を代表する振動の大きさ

(3) 測定回数

測定回数は、年1回以上とする。

(4) 測定地点の選定

工場・事業場は、敷地内の振動の発生状況と、周辺の住居、病院及び学校の状況を事前に把握し、道路交通等による暗振動の影響を考慮し、適正な測定地点を事前に選定するものとする。

(5) 測定方法

「特定工場等において発生する振動の規制に関する基準」（昭和51年 環境庁告示第9号）に係る表の備考に掲げる測定方法及びJIS Z 8735に定める測定方法による（詳細は別表2のとおり）。

(6) 測定結果の記録、報告及び保管

騒音の測定結果は、別添様式第2号により記録し、3年間保存する。測定結果が基準に適合しない場合は、測定実施月の翌月末日までに、市に1部提出するものとする。

(7) 騒音の測定結果に基づく措置

測定結果が、基準に適合しないと認められるときは、施設の改善等を自主的に行うものとする。

※ 測定については、自社による測定を妨げるものではない。なお、自社による測定の場合は、環境計量士の資格は要さない。

4 悪臭測定、報告等

(1) 測定を行う場所

工場・事業場の敷地境界の地表（悪臭防止法第4条第1項1号に係る規制に準じる。）
なお、工場敷地境界線のおおむね10m以内の地上2m以内で試料採取を行うこと。

(2) 測定項目

臭気指数（詳細は別表3のとおり。）

ただし、「事業活動に伴う臭気発生源となる施設の設置がない工場・事業場」又は「事業活動に伴う臭気発生源となる施設が休止中である工場・事業場（ただし、休止期間中に限る。）」においては、工場敷地境界線で自社からの臭気の有無を自社の概ね3名の者で確認することで臭気指数の測定に代えることができるものとする。

また、「事業活動に伴う臭気発生源となる施設の設置がある工場・事業場」については、「悪臭の自主測定の結果が3年以上不検出」の場合は、それ以降、「臭気指数の測定」と「工場敷地境界線で自社からの臭気の有無について自社の概ね3名の者での確認」を1年ごとに交互に実施することができるものとする。

※ 事業活動に伴う臭気発生源となる施設については、別表4のとおり。

※ 自社での確認の場合、自社からの臭気が「有」の場合は、臭気指数を測定すること。

(3) 測定回数

測定回数は、年1回以上とする。

(4) 測定地点の選定

測定を行う場所は、工場・事業場から排出された悪臭物質が住民の生活環境に対して最も影響を与える地点を選定するものとする。

(5) 測定方法

悪臭防止法に定める測定方法とする。

ただし、「事業活動に伴う臭気発生源となる施設の設置がない工場・事業場」又は「事業活動に伴う臭気発生源となる施設が休止中である工場・事業場（ただし、休止期間中に限る。）」においては、工場敷地境界線のおおむね10m以内の地上2m以内で自社からの臭気の有無を自社の概ね3名の者で確認することで臭気指数の測定に代えることができるものとする。

また、「事業活動に伴う臭気発生源となる施設の設置がある工場・事業場」については、「悪臭の自主測定の結果が3年以上不検出」の場合は、それ以降、「臭気指数の測定」と「工場敷地境界線で自社からの臭気の有無について自社の概ね3名の者での確認」を1年ごとに交互に実施することができるものとする。

※ 自社での確認の場合、自社からの臭気が「有」の場合は、臭気指数を測定すること。

(6) 測定結果の記録、報告及び保管

悪臭の測定結果は、別添様式第3号により記録し、3年間保存する。測定結果が基準に適合しない場合は、測定実施月の翌月末日までに、市に1部提出するものとする。

(7) 悪臭の測定結果に基づく措置

悪臭等の測定結果が、協定の基準に適合しないと認められるきは、施設の改善等を自主的に行うものとする。

※ 測定については、自社による測定を妨げるものではない。なお、自社による測定の場合は、環境計量士の資格は要さない。

附 則

- 1 平成20年 5月28日適用
- 2 平成24年 3月31日改定
- 3 平成25年 3月31日改定
- 4 平成29年 3月31日改定
- 5 令和元年 7月 1日改定

別表1 法冷等に規定する騒音の大きさに係る規制基準

区域の区分		時間の区分		
		昼間	朝・夕	夜間
騒音規制法	第1種区域	50デシベル	45デシベル	45デシベル
	第2種区域	55デシベル	50デシベル	45デシベル
	第3種区域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
	第4種区域	70デシベル	65デシベル	60デシベル
県条例	工業専用地域	75デシベル	70デシベル	60デシベル
	その他の地域	65デシベル	60デシベル	50デシベル
協定	協定基準が適用される敷地境界線	65デシベル	60デシベル	50デシベル

※ 表中、栃木県生活環境の保全等に関する条例を県条例とし、宇都宮市環境協定を協定と記す。

備考

- 1 昼間とは、午前8時から午後6時まで、朝とは、午前6時から午前8時まで、夕とは、午後6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から翌日の午前6時まで。
- 2 デシベルとは、計量法(平成4年法律第51号)別表第2に定める音圧レベルの計量単位をいう。
- 3 騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。
この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性(FAST)を用いる。
- 4 騒音の測定方法は、当分の間、JIS Z 8731に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。
 - (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
 - (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
 - (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
 - (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。

別表2 法冷等に規定する振動の大きさに係る規制基準

区域の区分		時間の区分	
		昼 間	夜 間
振動規制法	第1種区分	60デシベル	55デシベル
	第2種区分	A	65デシベル
		B	70デシベル
県条例	その他の地域	65デシベル	60デシベル
	工業専用地域	70デシベル	65デシベル
協定	協定基準が適用される敷地境界線	65デシベル	60デシベル

※ 表中、栃木県生活環境の保全等に関する条例を県条例と、宇都宮市環境協定を協定と記す。

備 考

- 1 昼間とは、午前8時から午後8時まで、夜間とは、午後8時から翌日の午前8時まで。
- 2 デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第2に定める振動加速度レベルの計量単位をいう。
- 3 振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向について行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。
- 4 振動の測定方法は、次のとおりとする。
 - (1) 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。
 - イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等行われている固い場所
 - ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所
 - ハ 温度、電気、磁気等の外囲条件の影響を受けない場所
 - (2) 暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。

測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。

指示値の差	補正値
3デシベル	3デシベル
4デシベル以上 5デシベル以下	2デシベル
6デシベル以上 9デシベル以下	1デシベル

5 振動レベルの決定は、次のとおりとする。

- (1) 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。
- (2) 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。
- (3) 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。

別表3 悪臭に係る規制基準

	区域の区分	規制基準値
悪臭防止法	市街化区域 (工業専用地域を含む)	臭気指数 1.5
協定	協定基準が適用 される敷地境界線	臭気指数 1.2

別表4 事業活動に伴う臭気発生源となる施設

施設の種類の種類
飼料・肥料製造施設
食料品製造施設, 菓子製造施設
化学製品製造施設 (プラスチック製造施設, 油脂加工品製造施設など)
パルプ・クラフトパルプ・紙製造施設
繊維製造施設
皮革製造施設
染色施設
印刷施設
塗装施設, 有機溶剤使用施設
窯業・土石製品製造施設
鋳物・鋳造・金属溶解施設
輸送用機械器具製造施設
医薬品製造施設
タバコ製造施設
クリーニング・洗濯施設
化製施設
廃棄物処理施設

騒音測定結果報告書

宇都宮市長 様

報告者 住 所
 事業者名
 氏 名

印

年 月 日，測定した騒音測定結果を次のとおり報告します。

測定地点	測定年月日	測定時間	測定結果	備 考
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	

<備 考> 測定地点は連続した記号とし，測定地点，工場敷地境界線，工場棟位置及び音の発生する施設を明記した配置図を別に添付すること。また，下表の区分に記号を記入すること。

基準 時間帯	騒音規制法 第1種区域	騒音規制法 第2種区域	騒音規制法 第3種区域	騒音規制法 第4種区域	県条例 工業専用地域	県条例 その他地域	市環境協定
昼間							
朝夕							
夜間							

振 動 測 定 結 果 報 告 書

宇都宮市長 様

報告者 住 所
事業者名
氏 名

印

年 月 日、測定した振動測定結果を次のとおり報告します。

測定地点	測定年月日	測定時間	測定結果	備 考
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	
	年 月 日	時 分～ 間	dB	

<備 考> 測定地点は連続した記号とし、測定地点、工場敷地境界線、工場棟位置及び振動の発生する施設を明記した配置図を別に添付すること。また、下表の区分に記号を記入すること。

基準 時間帯	振動規制法 第1種区域	振動規制法 第2種A区域	振動規制法 第2種B区域	県条例 工業専用地域	県条例 その他地域	市環境協定
昼間						
夜間						

悪臭測定結果報告書

宇都宮市長 様

報告者 住 所
事業者名
氏 名

印

年 月 日，測定した悪臭測定結果を次のとおり報告します。

(臭気発生源の有無 有 ・ 無)

測定地点	測定年月日	測定時間	測定結果	主風向 (風速 m/s)	天候
	年 月 日	時 分～ 間		()	
	年 月 日	時 分～ 間		()	
	年 月 日	時 分～ 間		()	
	年 月 日	時 分～ 間		()	
	年 月 日	時 分～ 間		()	
	年 月 日	時 分～ 間		()	
	年 月 日	時 分～ 間		()	

<備 考> 測定地点は連続した記号とし，測定地点，工場敷地境界線，工場棟位置及び悪臭の発生する施設を明記した配置図を別に添付すること。また，下表の区分に記号を記入すること。